

《生徒心得》

1 校内生活

- (1) 生徒手帳及び生徒証は常時所持する。
- (2) 正当な理由なく欠席、欠課、遅刻、早退をしない。また、やむを得ず欠席、欠課、遅刻、早退をする場合は、必ず担任に連絡し、承認を得ること。
- (3) 登校後は無断外出しないこと。やむを得ず外出するときは必ず担任の許可を受ける。
- (4) 授業終了後は速やかに下校すること。ただし、教員指示により生徒活動がある場合の下校時刻は次のとおりとする。生徒活動とは、当直、部活動、研究会活動等、生徒の関わるすべての活動をいう。

	夏時間 (3月～10月)	冬時間 (11月～2月)	考査期間中※
生徒活動終了時刻	18:30	18:00	15:00
完全下校時刻	19:00	18:30	15:30

※考査期間中の生徒活動において、考査期間中又は考査後に行事がある場合、「生徒活動延長願」を提出し、許可を受けることにより、完全下校時刻を16:30まで延長することができる。

- (5) 校舎内外の清潔整頓に留意し、建物、器具、備品等すべて公共物は愛護の心を持って大切に扱う。もし損傷した場合は、担任又は生徒指導部に届け出る。
- (6) 掃除当番は責任をもって行う。
- (7) 所持品はすべて名前を明記し、紛失・拾得したときは直ちに生徒指導部に届け出る。
- (8) 考査は所定の規則にしたがって受けなければならない。不正行為はもちろんのこと、物品の貸借などしてはならない。
- (9) 正規の時間以外(休日や放課後)の学校使用は、責任者の許可を受ける。
(施設使用許可願)
- (10) 火災その他非常の場合は指導者の指示に従って行動し、定められた場所に避難する。
- (11) 掲示をする場合は、あらかじめ掲示場所、期間、内容及び掲示責任者名を生徒指導部に届け、許可を受ける。掲示期間が終了したときは掲示責任者が必ず撤去する。

2 校外生活

- (1) 校外においては、常に本校生徒の本分を自覚し、行動する。
- (2) 風紀上好ましくない場所には絶対に立ち入らない。
- (3) 交通ルールを守り、マナーと親切を心掛け、事故防止に努める。
- (4) 事故に遭った場合は直ちに学校に連絡する。

3 禁止事項

- (1) アルバイトは原則禁止とする。事情がある場合は担任を通じ学校に「願」を提出し、許可を受けること。
- (2) 原動機付自転車・自動二輪車・普通自動車等の運転および免許取得。

- (3)無断外泊、深夜徘徊。
- (4)飲酒、喫煙、シンナー吸引、覚せい剤や薬物の乱用。
- (5)高校生の立入禁止場所への入場。

4 服装規程

(1)日常の服装

項目	対象	摘要
制服	全員	<p>学校指定のものとする。(※制服の加工・着崩しは禁止とする)</p> <p>ブレザー カッターシャツ(長袖・半袖) オーバーブラウス(長袖・半袖) いずれも、左袖に学年色の刺繍入り セーター(胸に学年色の刺繍入り) スラックス スカート(裾部分に刺繍入り) ネクタイ・リボン(クリップ着脱式)</p> <p>※ブレザー/セーター着用時はネクタイ・リボンを必ず着用する</p>
防寒上着	全員	<p>登下校時の着用を認める。防寒着は市販物を認める。また、部活動等でチームユニホームとして購入している防寒着(学校名の入っているもの)に関しても着用を認める。授業中の着用は認めない。</p> <p>ロングコートは禁止とする。</p>
上履き	全員	<p>学校指定のものとする。学年色の入ったスリッパ。</p>
通学カバン	全員	<p>1.以下のカバンを使用する。</p> <p>①標準カバン(本校推奨品、容量 25ℓ、バックパック型) ②以前の指定カバン(令和3年度以前の物) ③学校での学習や実習にふさわしいカバン(バックパックなど)【教材や実習服、体操服などが入る大きさとする。標準・旧指定カバンに入りきらない物を入れるサブバックの使用を認める】</p> <p>2.以下のカバンの使用を認めない。</p> <p>①ウエストポーチのような教材や実習服、体操服が入らない大きさのカバン ②著しく華美、または高価なカバン ③装飾(シールや落書き、アクセサリ、不必要なキーホルダーなど)されたカバン</p>
通学用自転車	自転車通学許可者	<p>ブレーキ・ライト・錠・両立スタンド・泥除けが整備されていること。</p> <p>雨カッパを備えること。横カゴ及びステップバー装着は不可とする。</p> <p>自転車保険には必ず加入のこと。ヘルメットの着用を推奨する。</p>
ソックス	全員	<p>制服に合うフォーマルなものとする。</p>
通学靴	全員	<p>運動靴または黒・茶の革ローファーとする。</p>
頭髪	全員	<p>加工を禁止する。</p> <p>パーマ、染色、極端な刈上げ、頭頂部とサイドに長さの差があるもの</p>

		や、左右で髪の長さが違うなど、デザイン性の強いものは指導の対象とする。
化粧	全員	全て禁止する。
装身具	全員	全て禁止する。
ベルト	スラックス着用時	黒・紺・茶とする。(フォーマルなもの)

※1 表記載以外でも、本校生として望ましくない服装等については指導の対象となる。

※2 「学校指定のもの」の場合は、その製品以外は使用できない。また、「学校指定のもの」を加工することも禁止する。兄弟姉妹や知人から「学校指定のもの」を譲り受ける場合、制服モデルチェンジ以前のものと、サイズが本人に合わないものは禁止する。

(2) 実験実習及び体育学習の服装

- ① 実験実習
 - ア 実習服装 各科規定の上下実習服、帽子、長靴を着用する。
 - イ 実験服装 白衣を使用する学科は定められたものを着用する。
- ② 体育学習の服装
 - ア 体操服 本校指定のものを着用する。
 - イ 体育館シューズ 本校指定のものを着用する。

(3) 式典の服装

入学式・始業式・終業式・表彰式・卒業式等の式典においては、原則ブレザー、ネクタイ・リボンを着用する。

(1 学期終業式・2 学期始業式はその限りではない)

この規程は、

平成 30 年 4 月 1 日 改正施行

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂

《その他の指導規程等》

携帯電話等の校内ルール

- ・校内では、いかなる時もマナーモード等に設定する。
- ・授業中は携帯電話・スマートフォンは使用しない。
(電源 OFF / マナーモード設定にし、各自のカバン内に保管する。)
- ・始業前・休み時間・放課後に関しては移動中の使用は認めない。
(例: 移動中のながらスマホ、通話)
- ・音楽などを聴く場合は必ずイヤホンなどを使用し、他に音が漏れることのないように努める。
- ・校内で撮影した画像・動画(他の生徒が写っているもの)は、SNS 等にアップロードしない。
- ・行事での使用に関しては別途ルールを指示する

この規程は、

令和 6 年 4 月 1 日改定・運用開始。